

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（6月27日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では57,744名（昨日から2,401名増）の累計感染者数、うち1,207名の累計死亡者数、19,143名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）（DNU 520 / 2020）は6月28日（日）まで継続中です（なお、ブエノスアイレス首都圏（AMBA）については、7月17日（金）まで、継続されることが発表されています。その他の地域については現状不明ですが、細部は今後公表される必要緊急大統領令（DNU）にて明らかになる予定です）。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されるものとみられます。なお、本日で、3月20日から始まった強制隔離は100日目となります。
- アルゼンチンの感染症危険レベルは、5月22日から、レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げられており、大使館では、アルゼンチンに滞在中の方を対象に所在調査を進めております。在留届、たびレジの登録情報の更新にご協力をお願いします。https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

【本文】

- 1 報道によれば、アルゼンチン国内では57,744名（昨日から2,401名増）の累計感染者数、うち1,207名の累計死亡者数、19,143名の累計治癒数が報告されています。
- 2 厳格な強制隔離の再度適用に係る大統領発表を踏まえたブエノスアイレス市の具体的対応
27日、ブエノスアイレス市は、昨日の大統領発表を踏まえた具体的な措置を同市ウェブサイトにて発表しています。概要は以下のとおりです。
（1）市では、コロナウイルスによる社会的、予防的、強制的隔離の枠組みの中で、パンデミックのこの時期に際し新しい対策を導入する。戦略は以下の3つの柱からなる。
ア 対人接触による感染発生が証明されていることを踏まえ、対人接触を最小限に抑える。
イ 個人の衛生管理を強化する。
ウ 感染者の早期発見、賢明な検査及び隔離からなる DetecTAR 計画の強化を進展させる。
（2）具体的な措置は以下のとおり。
ア 公共交通機関
ブエノスアイレス首都圏での移動と公共交通機関の利用を減らすための対策を強化する。
29日（月）から、必要不可欠な労働者（注：必要緊急大統領令（DNU）297 / 20で定められた24の活動・サービスに従事する者。外出許可証を改めて取り直す必要があるとの報道もあり）だけが公共交通機関を利用できる。このために、政府は SUBE カードを介してコントロールを行う。
イ 商業活動
7月1日（水）午前0時から、3月20日の全国強制隔離措置に係る最初の法令で許可され

た必須の活動・サービスのみが許可される。銀行もこれに含まれる。食事のデリバリーとテークアウトに関するモダリティは継続される。

ウ 運動

市内の人々の移動を最小限に抑える必要がある。よって、１日（水）から１７日（金）まで、市の屋外での運動は再び制限される。

エ 年少者の週末の外出

引き続き許可される。

３ 所在調査及び在留届情報の更新のお願い

大使館では、感染症危険レベル３：渡航は止めてください（渡航中止勧告）への引き上げも踏まえ、現在アルゼンチンに滞在しておられる方々を可能な限り正確に把握するため、在留届を提出されている方には、登録情報のご確認を、「たびレジ」登録をし、実際に滞在されていない方、または、既に在留届を提出されている方におかれましては、たびレジ情報の「削除」をお願いしております。

詳細は「【所在調査ご協力をお願い】アルゼンチンに在留届の提出、たびレジの登録をされている皆様へ！」をご参照ください。 https://www.ar.embjapan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html （以上）